

丹波市立市民プール・青垣総合運動公園  
指定管理者募集要項

令和6年7月

丹 波 市

## 目次

1 公募する施設の概要等	P. 1 ~ P. 3
2 管理運営の基本方針	P. 4
3 指定管理者が行う管理の基準	P. 4
4 指定管理者が行う業務の範囲等	P. 5
5 指定管理者の指定期間	P. 6
6 利用料金収入	P. 6
7 指定管理料	P. 6
8 応募者の資格等	P. 6 ~ P. 9
9 応募の手続き	P. 9 ~ P. 10
10 指定監理者の候補者の選定	P. 10 ~ P. 11
11 指定管理者の候補者選定後の手続等	P. 11
12 留意事項	P. 11 ~ P. 12
13 各種税の取扱い	P. 12
14 その他	P. 12
15 問い合わせ及び申請書類の提出先	P. 12 ~ P. 13
16 決定までのスケジュール	P. 13

## 丹波市立市民プール・青垣総合運動公園指定管理者募集要項

丹波市立市民プール及び青垣総合運動公園の管理運営業務（以下「本業務」という。）を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び丹波市立市民プール条例（平成 26 年条例第 8 号）第 3 条、丹波市立青垣総合運動公園施設条例（平成 26 年条例第 9 号）第 3 条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

### 1 公募する施設の概要等

#### (1) 名称及び所在地

丹波市立青垣温水プール（兵庫県丹波市青垣町田井縄 782 番地）

丹波市立春日レジャープール（兵庫県丹波市春日町下三井庄 790 番地 1）

丹波市立青垣総合運動公園（兵庫県丹波市青垣町田井縄 782 番地）

#### (2) 対象施設（市民プール）

##### ①青垣温水プール

ア. 温水プール棟：鉄筋・鉄骨 2 階建 延床面積：2,928 m<sup>2</sup>、  
施設面積：3,480 m<sup>2</sup>

イ. 施設内容：屋内施設

- ・ 25m プール 7 コース (25m×18.5m) 水深 1.2m～1.3m
- ・ 小プール (5 m×13.5m) 水深 0.6m
- ・ 1 階：事務室、会議室、和室、ロビー、観覧室、トイレ、機械室、コーチ室、採暖室
- ・ 2 階：男子更衣室、女子更衣室、トレーニングルーム、採暖室、シャワー室、トイレ
- ・ 合併浄化槽 560 人槽 処理量 91 m<sup>3</sup>/ℓ

ウ. ボイラ棟：鉄骨造平屋建 延床面積 130.69 m<sup>2</sup>（チップボイラ設置）

##### ②春日レジャープール

ア. 施設面積：3,260 m<sup>2</sup>

イ. 施設内容：屋外施設【レジャープール】

- ・ 流水プール：570 m<sup>2</sup> 水深 1 m 外周 104m
- ・ 子供プール：115 m<sup>2</sup> 水深 0.5m、0.7m
- ・ ウォータースライダー：高さ 3.9m
- ・ ロックリバー：高さ 2.45m
- ・ プールサイド：1,690 m<sup>2</sup>
- ・ その他：屋外シャワー、洗眼シャワー
- ・ 管理棟：事務所、男子更衣室、女子更衣室 ・ 便所棟

(3) 対象施設（青垣総合運動公園）

ア. 敷地面積：77,920 m<sup>2</sup>

イ. 施設内容

名 称	施 設 規 模		内 容
	構造・仕様等	面 積	
多目的グラウンド	クレイ舗装	25,830 m <sup>2</sup>	●仕様 400m陸上トラック 野球グラウンド2面 サッカーコート1面 (少年サッカー2面) ●設備 放送設備 (メインバックネット裏建屋内) バックネット裏建屋2棟
テニスコート	砂入り人工芝	3,880 m <sup>2</sup>	●仕様 テニスコート4面 ●設備 照明15基 (4灯*3基・1灯*4基・ 2灯*8基)、東屋1棟
屋根付き広場	鉄骨平屋建（屋根：トラス 構造カーガルパブリウム鋼板葺） 【天井高：5m～8m】 【屋根：79m×34m】 クレーコート	3,210 m <sup>2</sup>  (延床 2,250 m <sup>2</sup> )	●仕様 ゲートボールコート3面 ●設備 照明18基 放送設備
更衣・シャワー棟	木造平屋建	440 m <sup>2</sup> (延床150 m <sup>2</sup> )	シャワー室、トイレ、器具庫
緑地公園		6,790 m <sup>2</sup>	親水の塔、ストーンクスロップ、散策路、東屋
エントランス広場	タイル敷	4,850 m <sup>2</sup>	モニュメント、アプローチロード
便所棟	木造平屋建	延床54 m <sup>2</sup>	器具庫、トイレ
車庫棟	鉄骨平屋建	延床127 m <sup>2</sup>	トラクター 1台
調整池		6,160 m <sup>2</sup>	2箇所
駐車場		3,080 m <sup>2</sup>	メイン駐車場45台、調整池兼用125 台、その他95台
外周道路		11,830 m <sup>2</sup>	車道7.5m・歩道3m L=307m 車道5m L=909m
緑地		7,990 m <sup>2</sup>	北：790 m <sup>2</sup> 、東：1,120 m <sup>2</sup> 、 公園広場：6,080 m <sup>2</sup>
その他		3,679 m <sup>2</sup>	水路等
合 計		77,920 m <sup>2</sup>	温水プール用地3,480 m <sup>2</sup> を除く

(4) 主な修繕履歴

【青垣総合運動公園遊具設置工事】

(遊具設置工事 一式)

令和3年3月17日～令和3年6月30日

神和工業株式会社

2,18,9000 円

【青垣総合運動公園プール棟排煙窓修繕工事】

(排煙窓オペレーター取替 (ハンドル、ワイヤー、ダンパー等))

令和4年9月7日～令和4年12月9日

株式会社ヤオシン

2,750,000 円

【青垣総合運動公園温水プールろ過装置改修工事】

(機械設備工事 一式)

令和4年9月7日～令和5年3月5日

前田建設株式会社

4,884,000 円

【青垣総合運動公園温水プール棟トイレ洋式化工事】

(・既設和式トイレの洋式化 2基 (2階 男女各1基))

(・便座の有蓋化 2基 (1階 多目的トイレ、女性各1基))

令和4年9月22日～令和5年3月5日

株式会社大日

1,760,000 円

【春日総合運動公園ジャンププール起流ポンプ更新工事】

(ポンプ及びバルブ更新工事)

令和5年2月4日～令和5年8月10日

株式会社近畿テック

2,277,000 円

(5) 施設の利用状況

① 利用者数の実績 . . . . . 別紙のとおり

② 収支の状況 . . . . . 別紙のとおり

## 2 管理運営の基本方針

指定管理者は、以下の基本方針に基づいて管理運営を行うこととします。

市民のスポーツレクリエーションの場を提供するとともに健康の保持増進を図ることとした本施設の目的を達成するため、市民サービスの効果及び効率を向上させ、もって公共の福祉の一層の増進を図ることとします。

## 3 指定管理者が行う管理の基準

管理運営を行うにあたっての基本的事項は次のとおりです。

### (1) 休園日

丹波市立市民プール条例第7条及び丹波市立青垣総合運動公園条例第7条の規定に基づき、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開園し、又は休園することができます。

※現行の休園日：

青垣総合運動公園 毎週月曜日。月曜日が祝日の場合は開園し、翌日が休園。年末年始（12月29日～翌年1月3日）

春日レジャープール

毎週月曜日。月曜日が祝日の場合は開園し、翌日が休園（丹波市立小学校の夏季休業期間のみ開園）

### (2) 開園時間

指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた時間とします。

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができます。

※現行の開園時間：

丹波市立青垣総合運動公園 午前9時～午後10時

丹波市立青垣温水プール 午前9時30分～午後8時

丹波市立春日レジャープール 午前10時～午後5時

### (3) 個人情報の取扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人に関する情報を保護するため、別途締結する協定で定める措置をとる必要があります。

### (4) 関係法令等の遵守

指定管理者は、丹波市立市民プール・青垣総合運動公園の管理運営を行うにあたっては、関係法令、関係条例等を遵守する必要があります。（地方自治法（昭和22年法律第67号）、丹波市立市民プール条例（平成26年条例第8号）、丹波市立青垣総合運動公園施設条例（平成26年条例第9号）など

#### 4 指定管理者が行う業務の範囲等

業務の範囲は、下記並びに別添「丹波市立市民プール管理運営業務標準仕様書」「丹波市立市民プール管理運営業務特記仕様書」「丹波市立青垣総合運動公園管理運営業務標準仕様書」「丹波市立青垣総合運動公園管理運営業務特記仕様書」のとおりとします。

なお、部分的な業務の委託については、あらかじめ市の承認を得たうえで、他の事業者へ委託できるものとします。

##### (1) 丹波市立市民プール

- ①本施設の利用に関する業務
- ②本施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ③本施設及び設備の維持管理に関する業務
- ④本施設の受付に関する業務
- ⑤本施設の水泳教室等の開催に関する業務（春日レジャープールを除く）
- ⑥本施設の運営に関する業務
- ⑦本施設の監視員に関する業務
- ⑧本施設の学校等のプールとしての利用に関する業務
- ⑨本施設の駐車場等の管理運営に関する業務
- ⑩本施設の利用促進に関する業務
- ⑪本施設の利用状況の公開に関する業務
- ⑫本施設の維持管理に関する業務
- ⑬その他、市又は指定管理者が必要と認める業務

##### (2) 丹波市立青垣総合運動公園

- ①本施設の利用に関する業務
- ②本施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ③本施設の受付に関する業務
- ④本施設の駐車場等の管理運営に関する業務
- ⑤本施設の利用促進に関する業務
- ⑥本施設の利用状況の公開に関する業務
- ⑦施設等の維持管理に関する業務
- ⑧その他、市又は指定管理者が必要と認める業務

※利用内容の詳細は仕様書に記載しています。

##### (3) 指定管理者と丹波市の責任分担

市と指定管理者の責任分担は、別紙の「リスク分担表」によるものとします。ただし、同表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議して定めることとします。

なお、リスク分担における、備品・施設・設備の修繕について、小規模な

もの（備品は1件あたり50万円以下、施設・設備は1件あたり130万円以下）は、指定管理者の負担によるものとします。

## 5 指定管理者の指定期間

指定期間は、令和7年4月1日～令和12年3月31日の5年間です。

また、本市が推進する公共施設マネジメントにより、上記期間を変更する場合があります。この期間は、議会議決後、正式に指定期間となります。

## 6 利用料金収入

丹波市立市民プール及び丹波市立青垣総合運動公園を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入となります。また、この利用料金は、条例で定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定めます。

## 7 指定管理料

(1) 丹波市立市民プール及び丹波市立青垣運動公園の業務に係るすべての経費は、利用料金収入、丹波市が支払う指定管理料及びその他の収入をもって充てるものとします。

(2) 丹波市が支払う指定管理料は、「4 指定管理者が行う業務の範囲等」で示した丹波市立市民プール及び丹波市立青垣総合運動公園の管理運営に要する経費の見込額から利用料金収入の見込額を差し引いた額を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料として支払います。

(3) 本業務の指定管理料の限度額（消費税及び地方消費税を含む）は、以下のとおりとします。

1年目 <u>67,600,000円</u>	2年目 <u>68,400,000円</u>	3年目 <u>68,900,000円</u>
4年目 <u>69,500,000円</u>	5年目 <u>70,100,000円</u>	

各年度の指定管理料は、原則として、上記年度毎に示す指定管理料の限度額の範囲内の金額としますが、指定管理者の事業計画等の実施について丹波市が必要であると認める時は、協議のうえ、年度に示す指定管理料を増額して支払います。

(4) 指定管理料に含まれる修繕料については、年度において、残額が発生した場合は、協議のうえ、指定管理料の減額精算を行います。

## 8 応募者の資格等

### (1) 応募者の資格

応募者の資格は、指定期間中、施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人又はその他の団体であって、次のいずれにも該当しないものとします。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するもので規定される一般競争入札に参加させることのできないものに該当するもの
- ② 丹波市から指名停止措置を受けているもの
- ③ 市税、法人税、消費税等を滞納しているもの
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続きを行っているもの
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- ⑥ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2 年以内に指定の取消しを受けたもの
- ⑦ 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けたもの。ただし、当該勧告を受けた後に、必要な指定の実施について労働基準監督署に報告し、対応を実施済である場合をのぞく。
- ⑧ 当該施設の管理運営に不可欠な資格等を有していないもの
- ⑨ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした者

## (2) 応募者の形態

- ① 複数の団体がグループ（共同事業体）（以下「グループ」という。）を構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は、代表団体を定めてください。
- ② グループは応募時にグループ構成や役割分担、代表者への委任等を定めたグループの協定書の写しの提出が必要です。
- ③ 指定管理者の候補者が新たに法人を設立する場合には、指定管理者の候補者の選定後に当該法人の登記事項証明書（又は登記簿謄本）又は法務局登記官の受領証を提出してください。

## (3) 応募の制限

- ① 応募 1 団体又はグループにつき、申請は 1 件とします。
- ② 単独で応募した団体はグループ応募の構成員となること及びグループ応募の構成員である団体が他のグループ応募の構成員となることはできません。

## (4) 応募書類

丹波市立市民プール及び丹波市立青垣総合運動公園指定管理者指定申請書（別添様式）に以下の書類を添付して提出してください。ただし、提出書類は、A 4 サイズ縦長、横書きとします。

- ① 指定管理者指定申請書（様式 1）
- ② グループ構成員表（様式 2）（グループ応募の場合のみ必要）
- ③ 丹波市立市民プール・青垣総合運動公園事業計画書及び収支計画書

(様式3 様式4)

- ④ グループ応募の場合における各団体の役割、責任分担に関する事項(様式5)
- ⑤ 団体の概要(様式6)
- ⑥ 宣誓書(様式7)

各項目について、条例、規則、本要項、別添「丹波市立市民プール管理運営業務標準仕様書」「丹波市立市民プール管理運営業務特記仕様書」「丹波市立青垣総合運動公園管理運営業務標準仕様書」「丹波市立青垣総合運動公園管理運営業務特記仕様書」等を参照のうえ、作成し提出してください。市が定める評価指標及び目標値を達成するための取り組みを具体的に記載してください。

(5) 付属書類

- ① グループの協定書の写し(グループ構成や役割分担、代表者への委任等を定めたもの)
- ② 定款又は寄付行為(法人以外の団体にあつてはこれに類するもの)
- ③ 法人の登記事項証明書あるいは登記簿謄本及び印鑑証明書(申請日の3月以内に取得したもの)
- ④ 役員の名簿
- ⑤ 事業(営業)報告書(直近のもの)  
申請者の活動等に関する実績及び実施計画の内容がわかるもの
- ⑥ 貸借対照表、損益計算書(又は収支計算書)、最近の予算及び決算等経営の規模及び状況がわかるもの(直近3年間)
- ⑦ 市税・法人税の納税証明書、消費税の滞納がない証明書(直近3年間)
- ⑧ その他、市長が必要と認める書類

(6) 提出部数(正本1部、副本12部)

(7) 留意事項

- ① 必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ② グループ応募の場合には、構成員ごとに(5)の付属書類を作成してください。
- ③ 提出された書類に虚偽又は不正があつた場合は失格とします。
- ④ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ⑤ 提出された書類は返却しません。
- ⑥ 応募に要する費用は、申請者の負担とします。
- ⑦ 指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式8)を提出してください。
- ⑧ 提出された応募書類は、丹波市情報公開条例に基づく情報公開の請求

により開示する場合があります。

## 9 応募の手続き

### (1) 募集要項の配布、ホームページの掲載

募集要項を令和6年7月5日（金）から令和6年8月5日（月）に配布します。

なお、郵送等による配布は行いません。また、丹波市ホームページからダウンロードできます。

丹波市ホームページアドレス：<http://www.city.tamba.lg.jp>

### (2) 応募書類の提出方法

応募書類の提出は持参とします。

### (3) 応募書類の提出場所

丹波市役所 まちづくり部 文化・スポーツ課 スポーツ推進係  
〒669-4192 丹波市春日町黒井 496 番地 2 TEL0795-88-5057

### (4) 応募期間

令和6年7月5日（金）から令和6年8月5日（月）

### (5) 留意事項

① 応募書類の配布・受付時間等は、平日の午前9時から午後5時までとします。

② 応募者は、可能な限り業務説明会及び現場説明会に参加してください。

参加を希望される法人等は説明会参加申込書（様式9）に記入のうえFAX、又は電子メール添付し、令和6年7月12日（金）午後4時までにお申し込みください。

また、電子メール（添付ファイル）の未到着を防ぐため、事後に送信の連絡を電話にてお願いします。なお、応募者説明会への参加は、1団体2名までとし、電話等による申し込みは受け付けません。

説明会日時：令和6年7月16日（火）午前10時00分から（1回のみ開催）

集合場所：丹波市立青垣総合運動公園

丹波市青垣町田井縄 782 番地・TEL0795-87-2200

提出・連絡先：丹波市役所 まちづくり部

文化・スポーツ課 スポーツ推進係

メールアドレス：[bunka.sports@city.tamba.lg.jp](mailto:bunka.sports@city.tamba.lg.jp)

TEL：0795-88-5057 FAX：0795-74-2855

③ 募集に関する質問は、質問書（様式10）により行ってください。郵送、ファックス及びメールも可とします。なお、電話又は口頭による質問は受け付けません。

質問に対する回答は、受付期間終了後質問された法人等、応募者及び説明会に参加された法人等に一斉に郵便にて回答します。なお、内容によっては時間をいただく場合があります。

受付期間：令和6年7月26日（金）午後4時まで

質問回答：令和6年7月30日（火）

受付方法：質問書（様式10）に記入のうえ、FAXまたは電子メールに添付し、送付してください。また、電子メール（添付ファイル）の未到着を防ぐため、事前・事後の送信・着信の連絡をお願いします。

提出先：連絡先：丹波市役所 まちづくり部

文化・スポーツ課 スポーツ推進係

メールアドレス：bunka.sports@city.tamba.lg.jp

TEL：0795-88-5057 FAX：0795-74-2855

#### 10 指定管理者の候補者の選定

（1）指定管理者の候補者選定は、委員会が行い、市長が候補者を決定します。

（2）応募者の審査は、丹波市が設置する指定管理者選定評価委員会が、規則で定める選定の基準に事業計画等の内容を照らし、本要項及び次に掲げる評価指標の項目を考慮して総合的に判断します。

##### ◇共通評価項目

- ① 収益性・成長性の視点
  - ・事業の将来性を検証する指標
- ② 生産性の視点
  - ・指定管理者の効率経営への取組みを評価する指標
- ③ 安全性の視点
  - ・安定した経営による事業継続を確認する指標
- ④ 市民の視点
  - ・市民満足度の向上（利用者数の拡大）
- ⑤ 財務の視点
  - ・コストの最小化・収入の最大化
- ⑥ 業務の視点
  - ・業務プロセス改善などの評価
- ⑦ 人材の視点
  - ・人材育成、ノウハウの蓄積等
- ⑧ 地域の視点
  - ・地場産品の利用、地域活性化への寄与など

##### ◇総合評価項目

設置目的を効果的かつ効率的に達成できること

◇個別評価項目（所管部署にて設定）

この施設における具体的管理運営について

(3) 審査の日程等

① 審査の日時

令和6年8月21日（水）

② プレゼンテーションについて

応募者のプレゼンテーションは、1団体につき参加人数は3名以内とし、説明時間は30分以内とすること。なお、事前に提出された応募書類以外の資料を用いてプレゼンテーションを行う場合は、審査当日に必要な部数を用意すること。また、プロジェクター等の機器は使用できませんので、必要な場合は、事前に申してください。

11 指定管理者の候補者選定後の手続等

(1) 候補者との協議

候補者と管理運営の業務の細目について協議を行います。

市は必要に応じて候補者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができることとし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。候補者と協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった応募者を指定管理者の候補者として協議を行います。

(2) 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定に関する事項について、議会で議決を経て指定管理者として指定するとともに、指定期間における基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごと（4月1日から翌年3月31日まで）に締結する「年度協定」を締結します。なお、おおまかなスケジュールは次のとおりです。

- |            |         |
|------------|---------|
| ① 候補者の選定   | 令和6年8月  |
| ② 仮協定の締結   | 令和6年10月 |
| ③ 議会の議決    | 令和6年12月 |
| ④ 基本協定書の締結 | 令和7年1月  |

12 留意事項

(1) 候補者については、議会議決後、市ホームページにより選定結果を公表します。開示請求があった場合、応募書類及び議事概要を開示しますので、ご承知のうえ応募してください。

(2) 指定管理者は、丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第

10条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消される、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられることがあります。従って、指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前においても、財務状況の悪化又は社会的信用を著しく損なう等により事業の履行が確実でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、基本協定を締結しない又は基本協定を解除することがあります。

(3) 指定管理者の指定を取り消し、基本協定の解除等を行った場合、指定管理者に対して違約金及び損害賠償の請求を行います。

違約金等の詳細については、基本協定で定めます。

### 13 各種税の取扱い

#### (1) 事業所税

総務省市町村税課長の通知（平成17年11月14日総税市第59号）に基づき、利用料金制を適用している公の施設の管理運営事業は、事業所税の課税上は収益事業として扱われ、公益法人が指定管理者である場合も含めて事業所税の課税対象となる可能性があります。

なお、各施設・各指定管理者の具体的な判定については、各指定管理者が確認することが必要となります。

#### (2) 法人税・法人市民税・法人県民税

指定管理者として公の施設の管理運営を行う際、株式会社、財団法人等だけでなく、特定非営利活動法人、地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体、法人でない社団及び財団で代表者又は管理人の定めがあるもの場合には、「法人」として、法人税、法人市民税及び法人県民税が事業内容によっては課税対象となりますので、詳細は各関係機関にお問合せください。

### 14 その他

配布資料（別冊）

- ①丹波市立市民プール管理運営業務標準仕様書
- ②丹波市立市民プール管理運営業務特記仕様書
- ③丹波市立青垣総合運動公園管理運営業務標準仕様書
- ④丹波市立青垣総合運動公園管理運営業務特記仕様書

### 15 問い合わせ及び申請書類の提出先

〒669-4192 \*個別郵便番号です。

兵庫県丹波市春日町黒井 496 番地 2

丹波市まちづくり部 文化・スポーツ課 スポーツ推進係

Tel 0795-88-5057

Fax 0795-74-2855

メールアドレス：bunka.sports@city.tamba.lg.jp

## 16 決定までのスケジュール

- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| (1) 質問事項受付期間       | 令和6年7月26日(金)まで       |
| (2) 現地説明会          | 令和6年7月16日(火)         |
| (3) 応募受付期間         | 令和6年7月5日(金)から8月5日(月) |
| (4) 候補者選定          | 令和6年8月               |
| (5) 候補者決定          | 令和6年10月              |
| (6) 仮協定の締結         | 令和6年10月              |
| (7) 議会における議決       | 令和6年12月              |
| (8) 指定管理者の指定の告示    | 令和7年1月               |
| (9) 基本協定書締結        | 令和7年3月               |
| (10) 年度協定締結        | 令和7年4月               |
| (11) 指定管理者による管理の開始 | 令和7年4月1日(火)          |